

# 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 申請要項

## 申請受付期間

令和5年9月15日（金）※ ～ 令和5年11月30日（木）

※電子申請による受付は9月14日（木）から開始します。

## 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

速やかに支援金を支給するため、できるだけ電子申請にご協力をお願いします。

### （１）電子申請の場合（電子申請による受付は9月14日（木）から開始します。）

以下のホームページ、QRコードから申請してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/r5kagakukoutousien.html>



### （２）郵送の場合

<提出先> ↓切取って宛先にご利用ください

〒399-4431 長野県伊那市西春近 2916-1

東武トップツアーズ(株)伊那支店内

【長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局】あて

※簡易書留・レターパック等郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

## お問合せ先

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号：0265-98-7040

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日、12/29～1/3を除く）

※ 本事業は東武トップツアーズ(株)伊那支店に委託して実施しています。

# 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金の申請について

## 1 概要

価格高騰の影響を緩和するため、社会福祉施設・医療機関等を対象に社会福祉施設等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

## 2 支給対象者等

### (1) 支給対象者

支給対象者は、長野県内に所在する下表に定める施設・事業所の設置者です。

施設等区分		施設種別
高齢者福祉施設	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（併設型、単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（医療みなし <sup>*</sup> を除く。）
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（医療みなし <sup>*</sup> を除く。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援
障がい福祉施設	入所系	施設入所支援、共同生活援助、医療型障害児入所施設
	通所系	生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（併設型、単独型に限る。）
	訪問系①	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
	訪問系②	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
保護施設	入所系	救護施設
	通所系	社会事業授産施設
医療機関		病院、医科診療所（有床・無床）、歯科診療所（病院併設の診療所は対象外）
助産所		－
薬局		－
施術所（柔道整復）		－
施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）		－
歯科技工所		－

※ 病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所

## (2) 支給対象外

- ・ 設置者が国及び地方公共団体（指定管理）
- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないと認める者

## 3 支給要件

---

### (1) 共通要件

- ・ 光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること
- ・ 申請日現在で休止中でなく、また、休止又は廃止の予定がないこと

### (2) 施設等区分別要件

#### ① 高齢者福祉施設

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、介護保険施設、介護保険サービス事業所又は軽費老人ホームであること

#### ② 障がい福祉施設

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、障害福祉サービス等の指定を受けている施設等であること

#### ③ 保護施設

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、救護施設にあっては開設の認可を受け、社会事業授産施設にあっては開設の届出を行い、又は許可を受けていること

#### ④ 医療機関（病院・医科診療所（有床・無床））

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、保険医療機関であること

#### ⑤ 医療機関（歯科診療所）

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、保険医療機関であること

#### ⑥ 助産所

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、開設の届出をしている又は開設の許可を受けていること

#### ⑦ 薬局

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、保険薬局であること

#### ⑧ 施術所（柔道整復）

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、開設の届出をしている施術所であって、かつ、受領委任取扱い<sup>※</sup>施設の指定を受けていること（出張専門を含む）

#### ⑨ 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、開設の届出をしている施術所であって、かつ、受領委任取扱い<sup>※</sup>施設の指定を受けていること

- ⑧⑨<sup>※</sup> 施術者が医療保険で定める施術を行う場合に、被保険者（患者）は窓口で一部負担金のみを支払い、施術者が被保険者（患者）に代わって保険者等に療養費の支給申請を行い、療養費を受け取ること

#### ⑩ 歯科技工所

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点で、開設の届出をしていること

## 4 支給金額

以下の区分ごとに1施設等あたり基準単価+加算額の合計を支給します。

施設等区分		支給金額（1施設等あたり）	
		基準単価	加算額
高齢者福祉施設	入所系（併設型短期入所生活介護）	— ※2	9千円×利用定員※1※3
	入所系（上記以外のサービス）	180千円※4	9千円×利用定員※1※3
	通所系	90千円	3千円×利用定員※1
	訪問系	20千円	—
障がい福祉施設	入所系	180千円	9千円×利用定員※1
	通所系（生活介護、療養介護及び短期入所）	90千円	3千円×利用定員※1
	通所系（上記以外のサービス）	90千円	—
	訪問系①※5	20千円	—
	訪問系②※5	20千円	—
保護施設	入所系	180千円	9千円×利用定員※1
	通所系	90千円	—
医療機関	特別高圧の電力受給契約を締結する病院	180千円	(20千円×許可病床数) + 21,000千円
	病院 医科診療所（有床）	180千円	20千円×許可病床数※1
	医科診療所（無床） 歯科診療所	90千円	—
助産所		90千円	—
薬局		90千円	—
施術所（柔道整復）		20千円※6	—
施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）		20千円※6	—
歯科技工所		20千円	—

### 【支給金額算定にあたっての留意事項】

- ※1 加算額の算定における利用定員及び許可病床数は、令和5年4月1日現在とします。
- ※2 高齢者福祉施設（入所系）のうち併設型短期入所生活介護は、本体施設で算定するため、基準単価は支給しません。
- ※3 高齢者福祉施設（入所系）の利用定員について、短期入所生活介護は単独型及び併設型の定員、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は宿泊サービスの利用定員、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは軽費老人ホームの定員とします。
- ※4 （地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームについては、軽費老人ホームでのみ基準単価を算定してください。
- ※5 障がい福祉施設（訪問系）について、一つの施設等において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1施設等あたりの基準単価は20千円とします。

(例) 一つの施設等において訪問系①のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている場合でも、支給金額は 20 千円です。なお、訪問系①と訪問系②は別の区分であるため、一つの施設等において訪問系①の居宅介護と訪問系②の計画相談の指定を受けている場合、支給金額は 20 千円+20 千円=40 千円です。

※6 施術所（柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）について、一つの施設において、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に基づく柔道整復又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に基づくあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの複数を開設している場合は、開設している業務の種類・該当数に関わらず、1 施設あたりの基準単価は 20 千円とします。

## 5 申請上の留意事項

---

- ・ 申請は、1 施設・事業所につき同一の支援期間については 1 回限りです。
- ・ 本支援金における上記支援期間は、令和 5 年 4 月から同年 9 月です。
- ・ 申請者が法人の場合、可能な限り法人内でまとめて申請してください。
- ・ 本社所在地が長野県外であっても、長野県内に所在する施設・事業所は対象となります。
- ・ 1 法人で複数の施設・事業所を運営している場合（例：A 法人が病院と介護老人保健施設を運営）、どちらも支給を受けられます。
- ・ 介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等で、一つの事業所で複数の指定を受けている場合（例：介護老人保健施設と通所リハビリテーション、施設入所支援と生活介護、就労継続支援 A 型と B 型等）、それぞれのサービス種別ごとに計上できます。ただし、障害福祉サービス事業所のうち、訪問系①②の事業所については前記 4 の※5 によります。
- ・ 介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等であって、共生型の事業所は、本体事業所の指定を受けている区分で申請してください。
- ・ 医科診療と歯科診療を同一施設で実施している場合は、病院・医科診療の区分で申請してください。（歯科診療所区分との重複申請はできません。）
- ・ 申請日時点で休止中の施設・事業所は対象となりません。
- ・ 提出された書類は返却しませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。

## 6 申請方法等

### (1) 申請受付期間

令和5年9月15日(金)\*～令和5年11月30日(木)

※電子申請による受付は9月14日(木)から開始します。

### (2) 申請方法

① 電子申請の場合 (電子申請による受付は9月14日(木)から開始します。)

以下のホームページ、QRコードから申請してください。

≪URL≫ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/r5kagakukoutousien.html>



② 郵送の場合

<提出先>

〒399-4431 長野県伊那市西春近 2916-1

東武トップツアーズ(株)伊那支店内

「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局」あて

※令和5年11月30日(木)の消印有効です。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

### (3) 提出書類 ※①②は全ての施設等区分で提出が必要です

#### ① 社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書

※ 申請書は施設区分ごとに10種類\*に分かれているため、該当する様式を使用してください。

- \* ①高齢者福祉施設用 ②障がい福祉施設用 ③保護施設用
- ④医療機関(病院・医科診療所(有床・無床))用 ⑤医療機関(歯科診療所)用 ⑥助産所用
- ⑦薬局用 ⑧施術所(柔道整復・受領委任取扱い施設)用
- ⑨施術所(あん摩マッサージ、はり、きゅう・受領委任取扱い施設)用 ⑩歯科技工所用

#### ② 振込先口座の通帳等の写し

※ 「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が鮮明に読み取れるもの

※ 通帳がない場合は、上記を確認できるもの

※ 通帳の場合は表紙をめくった見開きページを添付すること(口座名義人のフリガナ確認のため)

※ 電子申請の場合は、写真データでも可

#### ③ 特別高圧の契約を締結していることを証する書類(契約書又は請求書の写し)

※特別高圧の電力受給契約を締結する病院のみ

### (4) 申請書入手方法

長野県ホームページからダウンロードしてください。

「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金について」

≪URL≫ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/r5kagakukoutousien.html>



※申請書の郵送をご希望の方は、右下の QR コードから「申請用紙請求フォーム」をご利用頂くか、お電話にてご請求ください。

≪URL≫ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/r5kagakukoutousien.html>



## 7 お問い合わせ先

---

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号：0265-98-7040

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日、12/29～1/3を除く）

※本事業は東武トップツアーズ株式会社伊那支店に委託して実施しています。

## 8 申請後の手続き等

---

- ・申請から支払いまでは約1か月を予定しています。ただし、申請が一定期間に集中した場合は、審査に時間を要し、支払いまで1か月以上かかる場合があります。
- ・申請書類を受領後、審査の結果、支援金の支給を決定したときは、指定の口座へ振り込みます。
- ・支払い後、支給決定の旨と支払日を記載した通知を郵送でお送りします。
- ・申請要件を満たさない等の理由により、支援金の不支給を決定したときは、その旨を記載した通知を郵送でお送りします。

## 9 その他注意事項

---

- ・支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還いただきます。
- ・申請に係る証拠書類は、支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ・申請により得られた情報は、支援金支給業務以外に使用することはありません。
- ・申請者の不備による振込不能等の事由により、支払いが完了せず、県が定める期限までに修正の確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・身体に障がいのある方が申請される場合は、代筆でも構いません。
- ・国や市町村など他団体からの同趣旨の支援金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。ただし、本支援金を受給した後に他の同趣旨の支援金を受給できるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

※QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。